

関係事業主様

(一社) 中部労働技能教習センター

(一社) 更 埴 労 働 基 準 協 会

「小型移動式クレーン運転技能講習」「玉掛け技能講習」セット講習のご案内

*小型移動式クレーン運転技能講習のみの受講も可能です

つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンを運転する業務（道路上を走行させる運転を除く）には、労働安全衛生法第61条、同法施行令第20条第7号（就業制限に係る業務）により、小型移動式クレーン運転技能講習修了者でなければ従事することができません。

制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務には、労働安全衛生法第61条、同法施行令第20条第16号（就業制限に係る業務）により、玉掛け技能講習修了者でなければ従事することができません。

つきましては、下記により「小型移動式クレーン運転技能講習」と「玉掛け技能講習」のセット講習を実施しますので、この機会に受講されますようご案内致します。

記

1 技能講習の日時

① 令和4年7月11日（月）～15日（金） 受付午前7時45分～ 開講午前8時

② 令和4年9月12日（月）～16日（金） 受付午前7時45分～ 開講午前8時

小型移動式クレーン運転技能講習のみ受講される方は

第1、第2コース 初日から3日間となります。受付午前7時45分～開講午前8時

※ 必ず開講時間より前に受付をお済ませ下さい。（通勤時間と重なりますのでお早めに集合して下さい。）

2 技能講習の場所

(一社) 中部労働技能教習センター 長野会場

長野市松代町東寺尾 2681-3 TEL(026)278-9255

3 受講料等及び受講資格

受講資格等	所要日数	学科時間	実技時間	受講料	教材費
小型移動式クレーンと玉掛けを併せて受講される方	5日	13時間	7時間	53,900円	無料
		9時間	6時間		無料

小型移動式クレーン運転技能講習のみ受講される

コース別	受講資格等	所要時間	学科時間	実技時間	受講料	教材費
第1コース	①クレーン・デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を有する者 ②床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ③玉掛け技能講習修了者 ※上記①～③のいずれかに該当	3日	10時間	6時間	34,100円	1,700円
第2コース	科目免除のない方	3日	13時間	7時間	36,300円	1,700円

4 講習科目

小型移動式クレーン運転技能講習

学 科	① 小型移動式クレーンに関する知識	6時間
	② 原動機及び電気に関する知識	3時間
	③ 運転のために必要な力学に関する知識	3時間
	④ 関係法令	1時間
※小型移動式クレーン運転技能講習（第1コース）は①②④の学科となります。		
実 技	① 小型移動式クレーンの運転	6時間
	② 運転のための合図	1時間
※小型移動式クレーン運転技能講習（第1コース）は①の実技となります。		

玉掛け技能講習

学 科	① クレーン、移動式クレーン、デリック及び揚貨装置に関する知識	1時間
	② クレーン等の玉掛けの方法	7時間
	③ 関係法令	1時間
実 技	① クレーン等の玉掛け	6時間

5 受講受付人員及び受講申込締切日

定 員 30名

締切日 実施日の2週間前 （ただし、定員になり次第締切）

6 受講申込及び受講料納入

受講申込は、別紙専用受講申込書に

（1）写真1枚（縦3.0cm×横2.5cm、裏面に名前明記）

（2）小型移動式クレーン運転技能講習（第1コース）を受講される方は、受講資格等①～③のいずれかの「修了証」又は「免許証」の写し

（3）受講料・教材費（小型移動式クレーン運転技能講習のみ受講される方は教材費がかかります。）

を添え、（一社）更埴労働基準協会 〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田96

（TEL 026-292-0400 FAX 026-293-0403）へお申し込み下さい。

7 当日の持参品

学 科 筆記用具 受講票

実 技 作業着 安全靴又は運動靴 電卓（玉掛け実技時使用）軍手 雨具 ヘルメット（ある方は持参して下さい）

8 助成金制度を活用される皆様へ

・「建設労働者確保育成助成金制度」が受けられます。

*制度のご利用には事前申請及び受講後の証明が必要になります。申請に必要な証明書類等は事業主の方から（一社）中部労働技能教習センターにお送りください。

*支給申請には条件等が定められています。また、年度途中に制度の改正等ある場合がありますので詳細をご確認ください。

「人材開発支援助成金」についてのお尋ねは、

〒380-0935 長野市中御所1-22-1

厚生労働省 長野労働局 職業安定部 職業対策課 雇用指導係（TEL026-226-0866）までお願いします。

なお、「人材開発支援助成金」は、事業主の方から直接職業対策課へ連絡し、助成金請求に関する書類を取り寄せ手続きを行ってください。

（請求時に必要な証明印、カリキュラムは、書類が整った時点でお送り頂ければ速やかに押印し、ご返送致します。）

※受講する講習 □欄に☑を記入して下さい。

□小型移動式クレーン運転技能講習＋玉掛け技能講習 セット講習受講申込書

※セット講習を受講される方で「クレーン・デリック運転士免許」をお持ちの方又は「床上操作式運転技能講習」を修了された方は、裏面に免許証又は修了証を貼付けて下さい。

□小型移動式クレーン運転技能講習 受講申込書

※小型移動式クレーン運転技能講習のみ受講される方は、該当するコースに○印をして下さい。

受付年月日	令和 年 月 日			第1コース
受付番号	更埴 号			第2コース
(一社) 中部労働技能教習センター所長 殿 次のとおり受講申込みいたします。				
申込み日 令和 年 月 日				
ふりがな				上三分身 写真 1枚 縦3cm×横2.5cm 正面・脱帽 無背景 裏面に氏名を記載
氏 名	(旧姓・通称名)			
※旧姓等を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 有 / 無 (いずれかを○で囲む) (確認ができる住民票、自動車運転免許証等の公的な証明書のコピーが必要です)				
生年月日	昭・平 年 月 日生	歳	性別	男・女
現 住 所	〒 ()		都・道 市・区 府・県 郡	
	電話	携帯 電話	FAX	
勤 務 先	会社名			
	所在地	〒 ()		都・道 市・区 府・県 郡
	電話	FAX		
資格等の有無	※小型移動式クレーン運転技能講習のみの受講で、第1コースを受講される方は、所持する資格の該当欄に☑を記入し、裏面に免許証あるいは修了証の写しを貼付けて下さい。			
	☐ クレーン・デリック運転士免許 ☐ 玉掛け技能講習修了	☐ デリック運転士免許 ☐ 床上操作式クレーン運転技能講習修了	☐ 揚貨装置運転士免許	
受講希望日	令和 年 月 日 ～ 月 日			
受講希望会場 (希望会場に○して下さい)	松本・長野・佐久		入校通知 送付先	勤務先・現住所

* 下の欄は当所で記入します。

種 目	入 校 日	修 了 日	修了証番号
小型移動式クレーン運転			
玉掛け			
受 講 料	教 材 費	記 事	

【注意】○原則として30分以上遅刻の場合は欠席扱いとなります。その場合、受講料は返金いたしません。

○受講料及び教材費は原則として受講申込書をお送りいただいた後、受講日前までに納入をお願いします。

【個人情報について】

ご記入いただきました個人情報につきましては、労働安全衛生法に基づく講習等の実施、修了証交付等の目的以外には使用せず、当センターが責任をもって管理いたします。

免許証等（写） 貼付欄

* 科目免除等に該当する修了証について、取得時から氏名変更された場合は氏名書替後の修了証(写)を添付してください。

小型移動式クレーン運転技能講習
修了証（写） 貼付欄

（上記写しは、講習修了後、当センターで用意・貼付いたします。）

* 科目免除等に該当する修了証について、取得時から氏名変更された場合は氏名書替後の修了証(写)を添付してください。

【小型移動式クレーン運転技能講習】

【玉掛け技能講習】

セット講習 標準時間割

(小型移動式クレーン運転技能講習 単独受講 可能)

(一社)中部労働技能教習センター
長野・松本・佐久会場

小型移動式クレーン 第1コース【3日間】	小型移動式クレーン 第2コース【3日間】	玉掛け 第1コース【2日間】
学科 10時間 実技 6時間	学科 13時間 実技 7時間	学科 9時間 実技 6時間

7時45分～受付 8時講習開始

休憩時間 学科 1時間毎5分間

小型移動式クレーン運転技能講習

実技 AM10:00 PM15:00 各15分

時 間	講習科目	講習時間
8 : 00 ~ 12 : 15	小型移動式クレーンに関する知識	4.0
12 : 15 ~ 13 : 00	昼休み	
13 : 00 ~ 15 : 05	小型移動式クレーンに関する知識	2.0
15 : 10 ~ 16 : 10	関係法令	1.0

小型移動式クレーン運転技能講習

時 間	講習科目	講習時間
8 : 00 ~ 11 : 10	原動機および電気に関する知識	3.0
11 : 15 ~ 12 : 00	学科修了試験(全員)	
12 : 00 ~ 12 : 45	昼休み	
12 : 45 ~ 15 : 55	運転のために必要な力学に関する知識	3.0
16 : 00 ~ 17 : 00	運転のための合図	1.0
17 : 00 ~ 17 : 15	学科修了試験(1科目)	

小型移動式クレーン
第1コース受講者は免除

小型移動式クレーン運転技能講習

時 間	講習科目	講習時間
8 : 00 ~ 12 : 15	小型移動式クレーンの運転	4.0
12 : 15 ~ 13 : 00	昼休み	
13 : 00 ~ 15 : 00	小型移動式クレーンの運転	2.0
15 : 15 ~	実技修了試験	

小型移動式クレーン運転技能
講習 単独受講者は、実技試
験終了後、合格者に対して修
了式実施。

玉掛け技能講習

時 間	講習科目	講習時間
8 : 00 ~ 9 : 00	クレーンに関する知識	1.0
9 : 05 ~ 12 : 15	クレーン等の玉掛けの方法	3.0
12 : 15 ~ 13 : 00	昼休み	
13 : 00 ~ 17 : 15	クレーン等の玉掛けの方法	4.0

玉掛け技能講習

時 間	講習科目	講習時間
8 : 00 ~ 9 : 00	関係法令	1.0
9 : 05 ~ 9 : 45	学科修了試験	
9 : 45 ~ 12 : 15	クレーン等の玉掛けの方法(質量目測含む)	2.5
12 : 15 ~ 13 : 00	昼休み	
13 : 00 ~ 16 : 45	クレーン等の玉掛けの方法	3.5
16 : 45 ~	実技修了試験	

試験終了後、合格者に対して修了式実施。